

令和4年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ 「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ ～6月23日から29日まで男女共同参画週間～

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男性と女性が、職場や学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会のことを指します。

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことから、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

男女共同参画社会を実現するためには、皆さん1人ひとりの取り組みが必要です。

「多様性」という言葉があちこちから聞こえてくる時代。『自分らしさ』を大切にして、性別や固定観念にとらわれない自由な発想で、あらゆる可能性を感じられる社会を実現していきましょう。

今年度のキャッチフレーズ

日常生活のあらゆる場面で、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「家事や育児は女性がするべきだ」というような、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が多く存在していることが、内閣府の調査から明らかになっています。

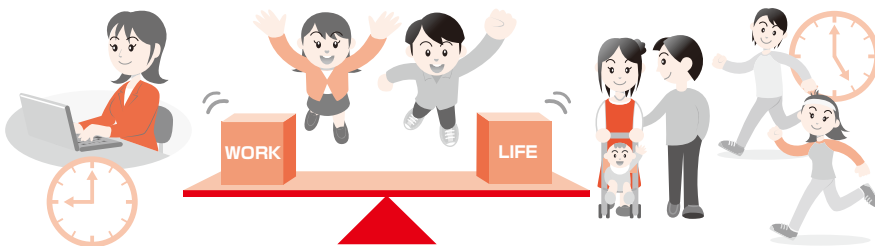
『男だから』『女だから』といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会実現に向けたキャッチフレーズを内閣府が募集した結果、“「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ”に決定しました。



市の取り組み

平成28年3月に、男女共同参画推進の基本となる「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。同年に「第2次下野市男女共同参画プラン」も策定し、「お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現をめざす下野市」の実現に向けた施策を実施してきました。

第2次プランの計画期間が令和2年度をもって終了したため、令和3年3月に、新たに「第3次下野市男女共同参画プラン」を策定しました。



第3次プラン4つの基本目標

- 1 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり
- 2 だれもが安心して活躍できる社会を支える基盤づくり
- 3 あらゆる暴力の根絶と被害者支援の体制づくり
- 4 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画パネル展示

男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関するパネル展示を行います。

■日時 6月1日(水)～30日(木)
午前8時30分～午後5時

■場所 市役所 市民ロビー
※同じ内容を市ホームページにも掲載します。



昨年度の展示の様子

問い合わせ先

市民協働推進課
☎(32)8887